

(案)

なは市民協働プラザ自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

本仕様書は、なは市民協働プラザ自家用電気工作物保安管理業務委託の仕様について定めたものである。

1 件 名 なは市民協働プラザ自家用電気工作物保安管理業務委託

2 委託期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日

3 施設概要

- (1) 施設名称 なは市民協働プラザ
- (2) 所在地 那覇市銘苅2丁目3番1号
- (3) 建築面積 2,204㎡
- (4) 延床面積 8,857㎡
- (5) 設備概要 3φ3W 6,600V 60HZ
設備容量 950KVA
非常用発電機 98KVA

4 対象設備

対象となる電気工作物は次のとおりとする。

- (1) 受変電設備（高压機器全般）
- (2) 高压電線路全般
- (3) 高压回路に付帯する設備機器
- (4) 配電盤に接続している低压回路（主幹線）
- (5) 非常用発電設備（稼働試験含む）

5 業務計画の作成

本業務の実施に先立ち、委託者と十分な協議を行った上で、直ちに以下の書類を作成提出するものとする。

- (1) 業務実施工程表
- (2) 点検実施計画書
- (3) その他必要書類

(案)

6 業務内容

業務の実施にあたっては電気事業法、電気事業法施行規則及び労働安全衛生規則等の関連法規を遵守すること。

(1) 月次点検（月 1 回）

- ①外観点検
- ②電圧・電流・漏洩電流等の測定記録
- ③その他

(2) 年次点検（年 1 回）

- ①外観点検および清掃
高圧盤内機器の変色、過熱、ゆるみ等の点検及び清掃
- ②接地抵抗測定
各設置極の接地抵抗の測定および適正值維持の確認
- ③絶縁抵抗測定
高圧・低圧電路の絶縁抵抗測定および適正值維持の確認
- ④その他

(3) 軽微な補修及び応急処置業務

(4) 災害防止に関する安全対策業務

(5) 事故、災害等の緊急時は、設置者に対して指導助言を行うなど、迅速な現場対応を行い、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの助言を行うものとする。

(6) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に必要となる官公庁への申請書類の作成提出業務

(7) その他重要な修繕・改修工事等における現場立会い業務

7 安全の確保

本業務の遂行にあたっては、関係法令の遵守に努め、事故の防止等安全確保に万全を期すこと。

8 報告書の作成及び保管

報告書は、業務担当者（電気主任技術者）の責任において、適正に作成提出するものとする。また、提出書類は、受託者においても 3 年間保存するものとする。

(案)

9 保安監督部への申請、届出等

受託者は、契約締結後、速やかに保安全管理業務外部委託申請に関する書類の作成および手続きを行い、那覇産業保安監督事務所に提出するものとする。この申請が、申請後1ヶ月以内に承認を得られなかった場合、または取り消しになった場合は、委託者はこの契約を一方的に解除できるものとする。なお、申請および届出等に係わる費用は、本委託料に含むものとする。受注者が引き続き前年度と同一の者である場合は、この申請および届出等は必要ないものとする。

10 協議事項

本業務の実施に当たり、この仕様書に疑義が生じたとき、又は、この仕様書に定めていない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。